

西東京市におけるいじめ防止等に関する取組について

1 西東京市立学校におけるいじめの認知件数

	小学校				中学校			
年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 3	R 4	R 5	R 6
件数(件)	265	88	83	78	30	29	44	41
解消率(%)	100	100	100	98.7	100	100	100	97.6

解消率

解消率とは、認知件数に占める「解消した件数」及び「一定の解消が図られたが継続支援中の件数」の割合のこと。
算出に使用する件数は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までのものである。
また、いじめに係る行為の解消は、3か月を目安とする。

2 いじめの態様

区 分	令和5年度		令和6年度	
	小	中	小	中
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	◎	◎	◎	◎
仲間はずれ、集団による無視をされる。	○	○		
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。			○	○
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。				○
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。				

※「◎」は各校種において最も多かったものであり、「○」は次いで多かったものとなる。(複数回答あり)

小・中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多い。

3 いじめ発見のきっかけ

区 分	令和5年度		令和6年度	
	小	中	小	中
学校の教職員等が発見した。				
学級担任が発見した。	8.5%	25.0%	7.7%	4.9%
学級担任以外の教職員が発見した。	1.3%	2.3%	1.3%	0%
アンケート調査など学校の取組により発見した	7.2%	9.0%	5.1%	4.9%
学校の教職員以外からの情報により発見した。				
本人からの訴え	31.3%	25.0%	14.1%	51.2%
当該児童・生徒（本人）の保護者からの訴え	40.9%	6.8%	56.4%	39.0%
児童・生徒（本人を除く。）からの情報	3.6%	22.9%	5.1%	0%
保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	7.2%	9.0%	7.7%	0%
地域の住民からの情報	0%	0%	1.3%	0%
学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	0%	0%	1.3%	0%

4 学校におけるいじめに関する令和6年度の取組

(1) いじめ防止に関する授業の充実

- ①全小・中学校において 体育（保健領域）〔小学校〕、保健体育（保健分野）〔中学校〕、道徳、学級活動等の年間指導計画（小5・中2）に位置付け、1単位時間以上のSOSの出し方に関する教育を実施した。
- ②市立中学校1学年の生徒に対して、弁護士によるいじめ防止の出前授業を実施した。

(2) いじめ防止対策の充実

- ①いじめ防止対策推進法で示されている取組を、教職員が確実に行えるようにするためのいじめに関する校内研修会を年3回以上実施した。
- ②各学期において日常生活に係るアンケートを全小・中学校で実施し、いじめに関する実態調査を行った。アンケート実施後は、気になる児童・生徒への面談等を実施し、現状の把握及び解決に向けての取組を各学校において実施した。
- ③学校がいじめを把握した際は、速やかにスクールアドバイザーが現状を把握するとともに、いじめ問題への相談・対応から解決まで継続的にいじめの状況を確認し、重篤な事案に関しては指導主事が学校を訪問し、学校と連携した対応を行った。
- ④令和6年7月に、令和3年度に市立中学校全校の生徒会役員が策定したタブレットルールを受け、各学校が、各学校の実態に応じたスローガンを作成し、インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための取組を実施した。

(3) 教育相談体制の充実

- ①教育支援コーディネーターや中1不登校未然防止委員を中心に、校内の教育相談体制の充実を図った。
- ②教育相談の実施に係る学校以外の相談窓口（東京都・西東京市窓口一覧）を配布し、周知徹底を図った。
- ③スタートアップ期間において全員面談を実施し、より一層の児童・生徒理解に努めた。

5 教育委員会におけるいじめに関する令和6年度の取組

(1) いじめ問題対策委員会

実施日	参加者	内容
・第1回 令和6年5月20日 ・第2回 令和7年1月28日	大学教授、弁護士、臨床心理士、社会福祉士	いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、本市の施策について協議等を行う。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

実施日	参加者	内容
・第1回 令和6年5月14日 ・第2回 令和7年2月12日	学校、保護者、教育部、健康福祉部、子育て支援部、田無警察署、小平児童相談所、民生・児童委員	学校と関係機関との連携の在り方について事例を基に協議を行うとともに、参加者のそれぞれの立場から情報交換を行い、いじめ防止に対する連携を深める。

(3) 教育委員会主催の研修等

研修名・研修内容	実施日	対象	講師
第6回東京都若手教員育成研修（1年次）研修会 「いじめの対応について」	令和6年7月26日	初任者、新規採用教員	西東京市教育委員会 スクールアドバイザー
いじめ問題スペシャリスト養成研修 「いじめの対応について」	令和6年9月19日	生活指導主任	弁護士 三坂 彰彦 様

(4) 組織的な対応

各学校において、いじめを認知した際には教育委員会へ一報をするとともに、①「いじめられている子ども」を全教職員で守る。②15日以内の解決を目指した対応を行う。③「いじめている子ども」に謝罪させる。④「いじめられている子ども」「いじめている子ども」双方の保護者に連絡するといった「いじめ対応 西東京の約束」に沿って組織的な対応を行った。

(5) 令和6年度第2回いじめ問題対策委員会の答申を受けて

学校いじめ防止基本方針等に関して、全国的に保護者の理解を得ることができず、問題が長期化するケースがあることから、教育委員会として、具体的に学校の状況を捉える必要があり、保護者会で校長から説明したか、教員が説明したか、初任者や異動してきた教員へ始業式前に校長から方針を説明したか等の具体的な内容についての回答を学校に求めて把握しないと、保護者の理解に関する数値のこれ以上の改善は難しいと思うので、何をすべきかをより明確に学校に説明する必要があると考えるとの指摘を受けた。

令和7年度は、生活指導主任会において、初任者や異動者が保護者に対して、学校いじめ防止基本方針等の内容を説明できるよう、各学校で、生活指導主任等が、全教員に、保護者への説明資料等を明示し、全教員が保護者に学校いじめ防止基本方針等の内容を説明できるようにしておくよう周知した。